

高知県漁業経営改善計画事務処理要領

第1 総 則

この要領は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「法」という。）に基づく漁業経営改善計画（以下「改善計画」という。）について、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号。以下「施行令」という。）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和51年農林省令第24号）に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 漁業経営改善制度

1 制度の趣旨

漁業経営改善制度は、計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む漁業者、それらの漁業者を構成員とする漁業協同組合（以下「漁協」という。）等（以下「漁業者等」という。）が漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化又はその他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るために作成する改善計画に対して県が適当である旨の認定を行い、その認定を受けた漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫等による金融上の支援措置、漁業権の移転制限に関する特例措置及び税制上の特例措置等を講じ、もって効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ろうとするものである。

2 対象漁業者

本制度の対象とする漁業者は、次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者とする。

- (1) 国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施
- (2) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づき漁協等が作成する漁場改善計画の確実な実施

3 漁業経営の改善の措置

本制度により漁業経営の改善を進めようとする漁業者等には、次に掲げる漁業経営の改善の措置の類型に応じ、次に例示するような具体的な取組の実施が求められる。

- (1) 漁船その他の施設の整備 老朽化した漁船の代船の導入、高性能冷蔵庫の導入、水産加工施設の設置等
- (2) 生産方式の合理化 低燃費機関を装備した漁船等省エネルギーの目的に沿った漁船の導入、自動給餌機等の機械の導入、研修の受講を通じた効率的な作業方法の導入等
- (3) 経営管理の合理化 過剰な設備の処分、内部留保の蓄積等による財務内容の改善、個人経営体からの法人化及び協業化等
- (4) その他の措置 加工又は流通分野への進出、異業種との連携、業種の転換、販売先の開拓、団体と共同して行う加工品の開発等

第3 漁業経営の改善の実施方法

漁業経営の改善の実施に当たっては、漁業者等は、経営の現状を客観的に把握するとと

もに、実施しようとする措置の費用対効果について十分な検証を行う必要がある。また、経営改善を着実に進めていくためには、目標値とこれに対する達成度を常に把握し、その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。

このため、本制度においては、定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施することとする。その際、個々の漁業者等が実現しようとする具体的な経営の向上の目標については、次の1から3までに掲げる改善計画の3類型に応じ、それぞれに定める指標を用いることとする。なお、複数の漁業者等が共同して漁業経営の改善に取り組む場合の改善計画の申請については、全体としての指標と参加者個々の指標のいずれも用いることができることとする。

1 一般型

- (1) 対象者 漁業経営の改善を進めようとする者
- (2) 計画期間 5年
- (3) 指標 計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、従業員1人当たりの減価償却前利益又は従業員1人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること。

なお、これらの指標を初めて用いる場合の基準値は15パーセントとし、直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又はこれに準ずる者が直近の改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から5パーセント削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は5パーセントを下回ることはできない。

2 地域連携型

- (1) 対象者 浜プラン等（浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プランをいう。以下同じ。）に基づく取組であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者。ただし、浜プラン等に基づく取組と認められるためには、改善計画の取組内容の全部又は一部が浜プラン等に記載されている具体的取組内容と一致していることを要するものとする。
- (2) 計画期間 3年以上5年以内
- (3) 指標 計画期間における減価償却前利益の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること。ただし、計画期間は浜プラン等の実施期間を1年以上含んで設定することとし、計画期間を3年又は4年と設定する場合にあっても、目標値は5年で設定する場合と同じ値（浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上）を設定するものとする。

3 新規就業者型

- (1) 対象者 新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であって、漁業に関する長期研修を1年以上受講した者又はこれと同等の漁労に関する知識及び技術を有すると漁協若しくは市町村が認める者（漁家子弟等）
- (2) 計画期間 5年
- (3) 指標 計画期間終了時における減価償却前利益が、構成員となっている漁協における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（2分の1以上を推奨）を使用した平均値以

上であること。ただし、合併した漁協にあっては、所属支所等における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（2分の1以上を推奨）を使用した平均値以上とすることができる。

第4 改善計画の作成・申請

1 改善計画の作成

- (1) 漁業経営の改善を図ろうとする漁業者等は、次に掲げる単独又は共同で行おうとする改善計画認定申請書（様式第1号）を作成し、知事に提出することができる。
 - ア 遠洋底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業以外の業種に係る漁業を主として営む漁業者であって、住所地が県内にある者が単独で作成した改善計画
 - イ 特定漁協等（上記アの漁業者を主たる構成員とする漁協等であって、その定款に地区が定められているもののうちその地区が県域を超えないもの及びその行う事業が県域内に限られるものをいう。）が単独で作成した改善計画
 - ウ 漁業者又は漁協等が共同で作成した改善計画であって、その代表者が上記アの漁業者又は上記イの特定漁協等からなり、かつ、当該漁業者の住所地又は当該特定漁協等に係る住所地が本県であるもの
- (2) 上記(1)の改善計画の作成主体となりうる漁協等とは、施行令第1条の規定に基づき、下記の団体とする。
 - ア 漁協
 - イ 漁業協同組合連合会
 - ウ 一般社団法人
- (3) 漁業者又は漁協等が共同で改善計画を作成した場合にあっては、代表者を定めるものとし、その数は3人以内とする。
- (4) 個人である漁業者がその経営組織を変更して、その者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）を設立しようとする場合にあっては、上記(1)の改善計画には、当該法人が行う漁業経営の改善計画に関するものを含むものとする。

なお、「主たる」とは、法人の組合員、社員又は株主のうち個人である漁業者自身又はその者の営む漁業に従事する者の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは社員のうちこれに該当する者の出資額又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めている場合をいう。
- (5) 改善計画の記載事項は下記のとおりとし、別記記載上の留意事項に従って必要事項を記載するものとする。
 - ア 漁業経営の改善の目標
 - イ 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標
 - ウ 漁業経営の改善の内容及び実施時期
 - エ 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- (6) 漁協等は、構成員である漁業者が改善計画を作成するに当たっては、適切な助言及び

指導を行うよう努めるものとする。

2 改善計画の申請

- (1) 改善計画の申請を行おうとする漁業者は、構成員となっている漁協等の意見書（第3の3に定める新規就業者型で申請を行おうとする場合は、意見書に代えて推薦書(参考を参照))を添え、かつ、当該漁協等を経由して、その申請を行うものとする。ただし、漁協等が単独で又は共同して改善計画を作成した場合及び(3)の場合にあっては、漁協等による意見書の添付等は要しない。
- (2) 申請者が複数の漁協等の構成員となっている場合にあっては、改善計画の主たる内容である漁業種類、改善計画の作成指導を受ける際の利便性等を勘案し、所属する漁協等とも相談の上、いずれか1つの団体を選択するものとする。
- (3) 漁業者は、次に掲げる場合にあっては、直接、知事に申請書を提出するものとする。
 - ア 改善計画の主たる内容が複数の漁業種類にわたり、かつ、関係する漁協等も複数にわたる場合であって、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合
 - イ 複数の漁業者が共同で改善計画を作成し、その代表者が構成員となっている漁協等が複数にわたる場合であって、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合
 - ウ 漁業者が漁協等と共同で改善計画を作成した場合であって、その代表者に漁協等が含まれているとき。
 - エ 漁業者が、知事に直接提出することを希望する場合

第5 改善計画の認定等

1 改善計画の認定

- (1) 知事は、改善計画の提出を受けたときは、申請に係る漁業をめぐる経営環境の推移、申請者の資産及び負債の状況、申請者の経営実績等を総合的に勘案し、次の基準に適合しているか審査の上、適合すると認める場合には、認定通知書を申請者に交付するものとする。

なお、認定をする際には、認定漁業者の経営改善に向けた取組を促進する観点から、当該改善計画に記載された漁業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知するよう努めるものとする。

また、改善計画を認定しないこととしたときは、不認定通知書に理由を付して、申請者に交付するものとする。

 - ア 第4の1の(5)アからウまでに掲げる事項が法第3条の規定により農林水産大臣が定める漁業経営の改善に関する指針（以下「改善指針」という。）に照らして適切なものであること。
 - イ 第4の1の(5)ウ及びエに掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 知事は、改善計画の認定の判断に当たっては、次の要件等を検討するものとする。
 - ア 経営の向上の程度を示す指標（第4の1の(5)のイ）について、改善指針に照らして適切なものであること
 - (ア) 漁業者についての判断基準
 - 第3に定める指標に照らして適切なものであること。

(4) 漁協等についての判断基準

漁協等が漁業者と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁協等による改善計画の実施により、共同で改善計画を作成した漁業者について、(7)の判断基準を満たすものであること。

また、漁協等が単独で又は他の漁協等と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁協等による改善計画の実施により、その構成員である漁業者のうち別途改善計画の認定を受けた者の当該改善計画の達成に資すると認められること。なお、漁協等が自ら営む漁業により改善計画を作成する場合には、一漁業者としての扱いとなり、(7)の判断基準を用いることになるので留意すること。

なお、複数の漁業者又は漁協等が共同して改善計画を作成する場合にあっては、全体としての指標と参加者個々の指標のいずれも用いることができる。

イ 漁業経営の改善の内容（第4の1の(5)のウ）について、改善指針に照らして適切なものであること

(7) 自らの経営環境、新規投資に当たっての費用対効果について十分に考慮しており、設備投資の過剰にはつながらないと認められること。

(4) 漁業者が次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者であること及び水産資源の持続的利用の確保に反する取組ではないと認められること。

a 国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施

b 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づき漁協等が作成する漁場改善計画の確実な実施

なお、複数の漁業種別を営んでいる漁業者の場合は、いずれか一つの漁業種別で上記a又はbの取組を実施していること。

(ウ) 浜プラン等に位置付けられた漁業種別に係る改善計画については、漁村地域全体の活性化を図る観点から、同じ漁業経営の改善に向けた地域の取組である浜プラン等と調和のとれたものであること。

ウ 漁業経営の改善の内容及び実施時期（第4の1の(5)のウ）並びに漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法（第4の1の(5)のエ）の各事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること

(7) 漁業経営の改善の内容及び実施時期が具体的であり、かつ、減価償却前利益、付加生産額、従業員1人当たりの減価償却前利益又は従業員1人当たりの付加生産額の向上に確実につながると認められるものであること。

(4) 資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取り決めに反するような取組等の水産資源の持続的利用の確保に反する取組ではないと認められること。

(ウ) 資金計画について実現が見込まれるものであり、改善計画に掲げる措置を行う上で適切かつ有効なものであること。

(3) 知事は、改善計画の認定を行おうとする場合には、第6に定める高知県漁業経営改善計画認定審査会の意見を聴くものとする。

特に、地域連携型の改善計画の認定に当たっては、具体的な取組内容が連動しているか等についても確認する必要があるため、浜プラン等の策定主体（地域水産業再生委員会等）の構成員である漁協等及び市町村の意見を聴くよう努めることとする。

2 改善計画の変更

- (1) 本要領第5の1の(1)の認定を受けた漁業者（当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第5の3において同じ。）又は漁協等は、改善計画を変更しようとするときは、施行令第3条第1項の規定に基づき、改善計画変更認定申請書（様式第2号）を知事に提出し、認定を受けなければならない。
- (2) 知事は、改善計画変更認定申請を受けたときは、その内容を審査し、当該変更が第5の1の(1)の認定基準に適合すると認めるときは、変更認定通知書を申請者に交付するものとする。

また、認定しないこととしたときは、変更不認定通知書に理由を付して、申請者に交付するものとする。

- (3) 様式第1号の別紙3に記載した実施時期の同一年度内における変更等、認定を受けた改善計画の趣旨を変えない範囲内での軽微な変更は、変更の認定を要しない。
- (4) 知事は、改善計画に取組中の漁業者又は漁協等から、当該改善計画の変更としてではなく、新規の改善計画の申請があり、これを適当として認定した場合において、当該取組中の改善計画の内容が当該新規の改善計画においても引き続き取り組まれていると認められる場合には、これを取り消すことを要しない。

3 改善計画の認定取消

- (1) 知事は、改善計画の遂行に著しい支障が生じており改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置（計画的な資源管理又は漁場改善の取組など改善指針に照らして適切にとるべき措置を含む。）が実施されていないなど、漁業者又は漁協等が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないと認めるときは認定を取り消すことができる。
- (2) 知事は、改善計画の認定を取り消すときは、認定取消通知書に理由を付して、認定を受けている漁業者等に交付するものとする。
- (3) 認定を受けた漁業者又は漁協等が相応の努力をした場合でも、資源量の変動等のやむを得ない事由により指標が達成できない場合もあることから、知事は、認定した指標が計画どおりに達成されていない場合であっても、当該指標を達成できなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、改善計画の認定の取消しは行わないものとする。
- (4) 改善計画の認定を取り消された漁業者又は漁協等は、漁業経営改善支援資金（経営改善）及び漁業経営改善促進資金の融資対象者としての資格を失うことから、新たな貸付けを受けることができなくなるとともに、既に貸付けを受けているこれらの資金の全額を繰り上げ償還するものとする。
- (5) 知事は、認定の取消に当たっては十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、第三者機関の意見も聴取するよう努めるものとする。

なお、認定の取消は、行政手続法（平成5年法律第88号）の不利益処分に該当し、同法第3章の規定の適用を受けることに留意するものとする。

第6 高知県漁業経営改善計画認定審査会

- 1 漁業経営改善制度を適正かつ円滑に推進するため高知県漁業経営改善計画認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会は、委員6人をもって構成する。
- 3 審査会はその都度招集するものとし、原則として全構成員の出席を得て開くものとする。ただし、やむを得ない事情により出席することができないときは、この限りでない。

第7 指導・助言等

- 1 漁業経営改善制度の適切かつ円滑な実施を確保するため、県、漁協、市町村、漁業協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、漁業調整委員会、資源管理協議会等の関係機関は連携を緊密にするものとする。
- 2 県は、漁業者及び漁協等に対して、改善計画の趣旨を周知し、また、漁業者又は漁協等からの相談に対し、適切な指導・助言を行うよう努めるものとする。

第8 実施状況の報告等

- 1 改善計画の認定を受けた漁業者等は、認定を受けてから2度目の事業年度終了日及び計画の最終事業年度終了日から起算して3月以内に、改善計画の実施状況に関する報告（様式第3号）を知事に提出するものとする。
なお、各報告の際、計画的な資源管理又は漁場改善の取組の履行確認に必要な書面等（資源管理協議会若しくは漁協が発行する履行確認証明書又は知事が適当と認めるもの）を添えるものとする。
- 2 知事は、上記1の報告の提出を受けたときには、必要に応じて関係機関や外部専門家の知見も活用しつつ、漁業者等に対し、経営改善の実施方法や、場合によっては改善計画の変更について、助言・指導を行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月28日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年7月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 12 日から施行する。

なお、この要領の施行前に認定の申請のあった改善計画（以下「旧改善計画」という。）については、従前の例による。ただし、旧改善計画について指標を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が、次期改善計画の認定の申請を行う場合の一般型の改善計画に係る基準値については、旧改善計画を第 3 の 1 に規定する一般型の改善計画とみなして、第 3 の 1 の(3)の規定を適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 8 日から施行する。

別記

記 載 上 の 留 意 事 項

申請者は、様式第1号の記載要領によるほか、以下の記載上の留意事項に従って、改善計画の必要事項を記載すること。

1 別紙1及び別紙2について

- (1) 別紙1の「営む漁業の概要」の欄については、申請者の営む漁業種類、対象とする魚種、漁業種類ごとの漁船総トン数（兼業の場合その旨記載）等を記載する。なお、共同で改善計画を作成する場合は、個別経営体ごとに記載した書面を添付すること。
- (2) 別紙2の「構成員の営む漁業の概要」の欄については、業種の名称及び漁業の概要を記載すること。漁業の概要については、①構成員の経営の現状、②経営体数、③従業員数、④漁獲量及び漁獲金額、⑤資源の状況、⑥資源利用の適正化への取組状況、⑦国際規制等、⑧労働力事情（労働環境等の状況を含む）、⑨魚価及び取引・流通形態、⑩経営体の規模別分布、⑪他業種漁船導入状況、⑫漁船の兼業化状況、⑬その他についてできるだけ記載した書面を添付すること。
- (3) 別紙1又は別紙2の「漁業経営の改善の目標」の欄については、計数を盛り込むなどの工夫をして具体的に記載すること。
- (4) 別紙2の「構成員の漁業経営の改善を推進する必要性」の欄については、①漁協等がその構成員のために漁業経営の改善を推進するための措置を実施する必要性、②漁協等が事業実施主体となって施設整備等を行う必要性等について記載すること。
- (5) 漁協等が漁業者と共同で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁協等が改善計画を実施することによる漁業者の経営向上への効果の見通しを記載するとともに、「経営の向上の程度を示す指標」の欄に共同で改善計画を作成する漁業者についての数値を記載すること。
- (6) 漁協等が単独で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁協等が改善計画を実施することによる構成員の漁業経営の向上への効果の見通しを記載し、「経営の向上の程度を示す指標」の欄には記載しない。
- (7) 別紙1又は2の「経営の向上の程度を示す指標」の「現状」の欄については、別紙4の「直近期末」の欄の数値を記載すること。

ただし、用いようとする指標について年による変動が著しく大きいと認められる漁業者にあつては、県とも相談のうえ、用いようとする指標の過去5カ年の実績から、最大の年と最小の年の実績を除いた3カ年（採用した年を欄外に記載すること。）の平均値を算出して、「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙4の「2年前」の欄の左側に「4年前」及び「3年前」の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、用いようとする3カ年の平均値を記載するものとする。その他、経営循環上売上が定まらない年がある場合はこれを除外して現状値を算出する等、現状が適切に把握し得るものを採用すること。

また、経営体の決算確定前において、当該決算期の期末を現状として改善計画を作成することが、過去の数値及び当該決算にかかる事業年度の現状等から合理的であると認めら

れる場合には、過去の数値及び当該事業年度の現状等から決算見込値を算定しこれを「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙4の「2年前」の欄の左側に推定に利用した年度の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、見込値を記載するとともに、その妥当性を示す資料を提出するものとする。

(8) 別紙1又は2の「伸び率」については、小数点以下1桁を四捨五入して差し支えない。

2 別紙3について

別紙3の記載方法は次のとおりとする。なお、自己評価は、認定を受けた漁業者又は漁協等が自ら改善計画の進捗状況、効果を定期的に点検するために行うものである。

- ① 「番号」の欄については、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2のように実施項目を関連づけて記載すること。
- ② 「実施項目」の欄については、具体的な実施内容を記載すること。
- ③ 「実施時期」の欄については、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。この場合、1-1は初年の最初の四半期に開始することを、3-4は3年目の第4四半期に開始することを意味する。
- ④ 「自己評価基準」の欄については、できる限り定量化した基準を設定することとするが、取締役会や監査約会の評価など定性的な基準でも可とする。
- ⑤ 「自己評価頻度」の欄については、改善計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎月、隔月、四半期、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。

3 別紙4について

(1) 別紙4の記載に当たっては、直近3カ年の決算書をもとに記入すること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

(2) 「付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 漁業を含めた経営体全体の数値を用いること。（ただし、漁協等が自ら漁業を営む場合であって、当該漁業に関する会計を区分して経理している場合には、これによる数値を用いることもできるので、この場合には、別紙4においてもこれを記載すること）
- ② 人件費は、以下の全項目を含む総額とすること。
 - ア 売上原価に含まれる労務費（複利厚生費、退職金等を含む）
 - イ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金、退職給与引当金繰入
 - ウ 短時間労働者の給与を外注費等で処理した場合の当該費用（派遣労働者を除く）
- ③ 減価償却費は、以下の全項目を含む総額とすること。
 - ア 減価償却費（繰延資産の償却額を含む）
 - イ リース、レンタル費用（損金算入されるもの）

(3) 「従業員1人当たりの付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 短時間労働者については、1日に4時間勤務をする者を0.5人と計算するなど勤務時間によって従業員数を調整すること。
- ② 「付加生産額」の算出に当たっての人件費の取扱いと整合性を図るため、派遣労働者は

従業員数に含めないものとする。

- (4) 「減価償却前利益」及び「従業員1人当たりの減価償却前利益」の算出に当たっては、上記(2)及び(3)の留意事項に準じて行うこと。
- (5) 以下の科目の関係は次のとおりとすること。
 - ⑥ 営業外損益＝損益計算書の営業外収益＋損益計算書の営業外費用
 - ⑬ 設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する

4 別紙5について

過去3カ年の貸借対照表をもとに記載すること。漁業権を貸借対照表に計上している場合は、無形固定資産に含めること。

なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

また、改善計画が漁船への設備投資等を主たる内容とせず、金融上の支援措置（改善計画の認定を要件とするものに限る。）を予定していない計画の場合であって、申請者が税務等会計処理において簡易帳簿（複式簿記でない帳簿）での処理を常としている場合には、別紙5に代えて、当該改善計画の妥当性を県において総合的に判断し得る資料等によることのできるので、事前に県に相談すること。

5 別紙6について

別紙6の記載に当たっては、直近3カ年の決算書をもとに記載すること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

6 別紙7について

- (1) 株式会社日本政策金融公庫、民間金融機関の別に借入を希望する金額を資金ごと・年ごとに記入すること。

また、民間金融機関から借入を希望する場合については、借入予定金融機関名を記載すること。

- (2) 借入を希望する資金については、漁業経営改善支援資金（経営改善）、漁業近代化資金、漁業経営改善促進資金等の経営改善に必要な資金を記載し、法第8条に基づく漁業経営維持安定資金等のいわゆる負債整理資金等については記載しないこと。
- (3) 借入期間1年以内の運転資金については、年度内の借入残高の最高額（極度貸付による場合は極度額）を記載すること。

なお、漁業経営改善促進資金の利用は、中小漁業融資保証法第2条第1項の中小漁業者等に限られるので注意すること（同法第4条第1項第3号）。

7 その他

- (1) 改善計画の計画期間

改善計画の計画期間は、原則として第3に定める期間とする。なお、これらの期間により難しい特段の理由がある場合には、事前に県と相談の上、知事がやむを得ないと判断した場合には、必要最小限の範囲で調整することができる。

- (2) 申請書の提出部数及び添付資料

- ① 改善計画の認定申請に当たっては、様式第1号で定める認定申請書の正本1通を提出すること。
- ② 漁協等が単独で又は共同で改善計画を作成する場合にあつては、当該漁協等に係る直近3期分の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
なお、1の(7)において現状値を推定するため、これら以外の事業年度の決算を利用することとなった場合には、当該決算期の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書も添えること。

(参考)

新規就業者型対象者推薦書 (例)

1. 漁業者名 : (船名 : 、漁業種類 :)
2. 漁業経営開始年月 : 年 月 (開始後 年 か月)
3. 漁業経験 : ① 漁業 年 か月、② 漁業 年 か月 (期間重複可)
4. 研修実績 : ①研修名 : (年 月～ 年 月)
②研修名 : (年 月～ 年 月)

1の漁業者については、漁業経営開始後3年未満であるが、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる。

なお、当漁業協同組合における同一の漁業種類を営む者(人中 人)の減価償却前利益の平均値は、 万円(年度)である。

(意見等)

年 月 日

漁業協同組合
代表理事組合長

- (注1) なお書きの平均値の算定に当たっては、原則直近の数値を使用すること。
- (注2) 本書を作成した漁業協同組合は、なお書きの平均値の計算根拠を改善計画終了時まで保管し、県から提示を求められたときは提示すること。
- (注3) 市町村が推薦を行う場合は漁業協同組合の例に準じて記載すること。